

社会人・若者ボランティア・プロボノ推進事業「とっとりプロボノ」 実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、公益財団法人とっとり県民活動活性化センター（以下「センター」という。）において実施する社会人・若者ボランティア・プロボノ推進事業「とっとりプロボノ」（以下「本事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

（事業目的）

第2条 本事業は、「プロボノ」（仕事等で得た経験やスキルを活かしたボランティア）によりボランティア登録者（プロボノワーカー）が県内のNPOや地域づくり団体等（以下「団体」という。）への支援を行うことで、団体の課題解決やボランティアのスキル向上等を目的として実施する。

（事業内容）

第3条 本事業は、自らの課題解決や組織基盤強化を図りたい団体に対し、プロボノワーカーのスキル等を活用して団体を支援するものである。

2 センターは、プロボノワーカーのスキルおよび選定団体の抱える課題や希望から支援内容を組み立て、プロジェクト内容を決定するとともに、プロボノワーカーと団体とのマッチングを行う。

（プロボノワーカーの登録）

第4条 センターは、プロボノワーカーの登録制度を設け、募集し、登録手続きを行うものとする。

2 プロボノワーカーの登録は、センターが定める日までに行わなければならない。

3 プロボノワーカーの登録は、センターホームページの登録フォームで行うものとする。

（団体等の申請）

第5条 センターは、プロボノ支援を希望する団体からの申請を募集し、選定を行うものとする。

ただし、センターが独自に団体を決定する場合はこの限りでない。

2 本事業の支援を希望する団体は、センターが定める日までに申請を行わなければならない。

3 申請する団体は、様式第1号をセンターに提出しなければならない。

（審査）

第6条 審査は、審査員による団体への申請書類に関するヒアリング、および審査員の協議による。

2 審査方法については別に定める。

（団体の決定）

第7条 本事業の採択団体の決定は、申請受理後14日以内に行うものとする。

2 採択団体への決定通知は様式第2号によるものとする。

（事業報告）

第8条 採択団体は、事業実施年度内に実施報告書（様式第3号）をセンターに提出しなければならない。

（雑則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、センターが別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成27年7月3日から施行する。

この要綱は、平成28年5月10日から施行する。

この要綱は、平成29年5月17日から施行する。

この要綱は、平成29年5月18日から施行する。

この要綱は、平成 30 年 5 月 18 日から施行する。

この要綱は、令和元年 6 月 28 日から施行する。